

別表3
国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続種類	オンライン化できない理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
1 委員の罷免	警察法	1	3	29	162	7	3			6	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
2 委員の罷免	警察法	1	3	29	162	9	2,3,4			6	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
3 宣誓書の提出	警察法施行規則	3	3	29	44	1				6	3	任命者に対して宣誓を行うものであり、職責を自覚させる意味もあることから、自著の宣誓書を提出する必要があるため、オンライン化できない。
4 警察庁長官に対する指示	国家公安委員会運営規則	3	3	29	1	2	4			6	2	国家公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
5 警察庁長官の報告	国家公安委員会運営規則	3	3	29	1	2	5			6	2	国家公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
6 警察庁長官の臨時会議への出席の要求	国家公安委員会運営規則	3	3	29	1	7	1			6	2	国家公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
7 会議出席に関する国家公安委員会の承認	国家公安委員会運営規則	3	3	29	1	7	2			6	2	国家公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
8 警察職員のサービスの宣誓	国家公務員法・職員のサービスの宣誓に関する政令・警察職員のサービスの宣誓に関する規則	1	3	22	120	97				7	3	任命者に対して宣誓を行うものであり、職責を自覚させる意味もあることから、自著の宣誓書を提出する必要があるため、オンライン化できない。
9 警察庁長官の罷免	警察法	1	3	29	162	16	1			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
10 警察庁職員の罷免	警察法	1	3	29	162	16	2			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
11 警視總監の罷免	警察法	1	3	29	162	49	1			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
12 警察本部長の罷免	警察法	1	3	29	162	50	1			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
13 方面本部長の罷免	警察法	1	3	29	162	51	4			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
14 職員の罷免	警察法	1	3	29	162	55	3			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
15 国家公安委員会の警察庁に対する監察の指示	警察法	1	3	29	162	12の2	1			6	2	国家公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
16 警察庁長官等の国家公安委員会等に対する監察実施計画の報告	監察に関する規則(国家公安委員会規則)	1	4	12	2	2	3			6	2	公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
17 警察庁長官等の国家公安委員会等に対する監察実施状況の報告	監察に関する規則(国家公安委員会規則)	1	4	12	2	5				6	2	公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
18 地方警務官に規律違反があると認める者から国家公安委員会への規律違反の申立て	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	3	1			7	1	書面とともに、証拠を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
19 警察庁長官から国家公安委員会への地方警務官の規律違反の申立て	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	3	2			6	1	書面とともに、証拠を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
20 警視總監及び道府県警察本部長から警察庁長官への所屬の地方警務官の規律違反の申告	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	3	3			6	1	書面とともに、証拠を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
21 懲戒審査委員長から国家公安委員会への答申	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	10				6	2	公安委員会の会議の席上で行う手続であるため、オンライン化できない。
22 懲戒処分書、処分説明書の交付	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	11	1			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
23 訓戒処分書の交付	地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程(国家公安委員会規則)	3	3	29	2	12	2			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
24 賞詞の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	2	5			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
25 賞状の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	2	6			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
26 賞品の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	2	7			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
27 感謝状の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	2	9			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
28 賞詞、賞状及び賞品の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	6	2			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
29 賞詞及び賞品の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	6	3			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
30 感謝状の授与	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	6	4			7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
31 死亡又は退職時の表彰	警察表彰規則(国家公安委員会規則)	3	3	29	14	7				7	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
32 任命権者による懲戒処分	国家公務員倫理法	1	4	11	129	26	1			6	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能となることから、オンライン化できない。
33 指定の取消し	警備員等の検定に関する規則<警備業法>	3	3	61	5	21				3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
34 全国風俗環境浄化協会の運営の改善命令	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1	3	23	122	40	3			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
35 全国風俗環境浄化協会の指定の取消	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	1	3	23	122	40	3			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
36 訪問販売業者等に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	7				3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
37 訪問販売業者等に対する業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	8	1			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
38 通信販売業者等に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	14				3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
39 通信販売業者等に対する業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	15	1			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。

別表3
国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

40	電話勧誘業者等に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	22			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
41	電話勧誘業者等に対する業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	23	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
42	連鎖販売取引統括者等に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	38			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
43	連鎖販売取引統括者等に対する業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	39	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
44	特定継続的役務取引に係る事業者に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	46			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
45	特定継続的役務取引に係る事業者に対する指示業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	47	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
46	業務提供誘引販売取引者に対する指示	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	56			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
47	業務提供誘引販売取引者に対する業務停止命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	57	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
48	指定法人に対する改善命令	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	62			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
49	指定法人の指定の取消	特定商取引に関する法律	1	3	51	57	63			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
50	試射弾丸類等の送付	銃器弾丸類取扱規則	3	3	30	3	2			6	1	送付書とともに、弾丸、薬きょう類を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
51	銃器等の送付	銃器弾丸類取扱規則	3	3	30	3	3			6	1	送付書とともに、弾丸、薬きょう類を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
52	弾丸類等の送付	銃器弾丸類取扱規則	3	3	30	3	4			6	1	送付書とともに、弾丸、弾丸類を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
53	偽造通貨等の送付	偽造通貨取扱規則	3	3	30	4	3			6	1	送付書とともに、弾丸、偽造通貨を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
54	鑑識結果等の通知	偽造通貨取扱規則	3	3	30	4	2			6	1	現物を交付する手続であるため、オンライン化できない。
55	指定に係る審査専門委員の意見聴取	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	1	4	3	77	6	2		3	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
56	全国暴力団放逐運動推進センターの指定の取消し	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	1	4	3	77	32	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
57	不服申立に係る審査専門委員の意見聴取	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	1	4	3	77	37	2		3	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
58	確認に係る意見聴取における審査専門委員による説明、資料提出要求	審査専門委員に関する規則第4条	3	4	3	6	4			6	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
59	確認に係る再度の意見聴取	審査専門委員に関する規則	3	4	3	6	6			3	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
60	確認に係る意見聴取の報告	審査専門委員に関する規則	3	4	3	6	7	1		6	1	意見聴取調書とともに、現物を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
61	不服申立に係る意見聴取における審査専門委員による説明、資料提出要求	審査専門委員に関する規則第8条(第4条準用)	3	4	3	6	8			6	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
62	不服申立に係る再度の意見聴取	審査専門委員に関する規則	3	4	3	6	8			3	2	聴取の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
63	不服申立に係る意見聴取の報告	審査専門委員に関する規則	3	4	3	6	8			6	1	意見聴取調書とともに、現物を送付しなければならないことから、オンライン化できない。
64	不当要求情報管理機関(その業務が全国の区域に及びものに限る。)の登録の取消し通知	不当要求情報管理機関登録規程(国家公安委員会告示)	4	4	3	5	15	2		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
65	債権回収会社に対する報告、資料提出要求	債権管理回収業に関する特別措置法	1	4	10	126	22	2		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、指導の回避が可能であることから、オンライン化できない。
66	債権回収会社に対する援助措置	債権管理回収業に関する特別措置法	1	4	10	126	28	1		3	2	審査の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
67	特定管理規程の変更命令	道路交通法	1	3	35	105	108の17	2		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、指導の回避が可能であることから、オンライン化できない。
68	分析センターの役職員の解任命令	道路交通法	1	3	35	105	108の19	2		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
69	分析センターに対する監督命令	道路交通法	1	3	35	105	108の22			3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
70	分析センターの指定の取消し	道路交通法	1	3	35	105	108の23	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
71	全国センターに対する改善措置命令	道路交通法	1	3	35	105	108の32	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
72	全国センターの指定の取消し	道路交通法	1	3	35	105	108の32	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
73	特定交通情報提供事業者に対する勧告	道路交通法	1	3	35	105	109の3	2		4	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
74	外国の行政庁からの通知	道路交通法施行令	2	3	35	270	39の5	1	2	7	3	外国の行政庁からの通知を前提としたネットワークが必要であるため。
75	歩行補助車等の認定の取消し	道路交通法施行規則	2	3	35	60	39の2	8		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
76	駆動補助機付自転車の認定の取消し	道路交通法施行規則	2	3	35	60	39の3	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
77	原動機を用いる車いすの認定の取消し	道路交通法施行規則	2	3	35	60	39の4	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
78	普通自転車の認定の取消し	道路交通法施行規則	2	3	35	60	39の5	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
79	安全器材等の認定の取消し	道路交通法施行規則	2	3	35	60	39の6	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
80	運転シミュレーターの認定の取消し	道路交通法施行規則	3	3	35	60	39の7	3		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。

別表 3
国の行政機関が扱う申請・届出等以外の手続で平成15年度までにオンライン化実施が困難な手続

81	解任の勧告	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則	3	4	4	17	6			4	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、指導の回避が可能であることから、オンライン化できない。
82	改善の勧告	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則	3	4	4	17	7			4	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、指導の回避が可能であることから、オンライン化できない。
83	指定の取消し	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則	3	4	4	17	8	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
84	改善の勧告	外国の行政庁の免許に係る運転免許の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則	4	4	6	5	6			2	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、指導の回避が可能であることから、オンライン化できない。
85	指定の取消し	外国の行政庁の免許に係る運転免許の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則	4	4	6	5	7	1		3	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
86	弁明をなすべき日時及び場所並びに取消の理由の通知	原動機を用いる歩行補助者等の型式認定の手続等に関する規則	4	4	6	19	6	1		5	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、処分の回避が可能であることから、オンライン化できない。
87	弁明	原動機を用いる歩行補助者等の型式認定の手続等に関する規則	4	4	6	19	6	1		7	2	弁明の現場で行う手続であるため、オンライン化できない。
88	警察官による車両その他の物件の所有者(国の行政機関等)への措置命令	災害対策基本法	1	3	36	223	76の3	1		6	3	オンライン化すると、到達するか否かは受領者の判断によることとなるため、確実な到達が必要であることから、オンライン化できない。
89	警察の目的を達するに必要な有線電気通信設備の専用に係る、国家公安委員会及び都道府県公安委員会からの国に対する申出	警察用電話等の処理に関する法律	1	3	24	266	9	1		6	3	本手続は有線電気通信インフラに重大な障害が発生しているなど緊急時に行われることが想定されるが、この時、文書をオンライン提出した場合、不安定となっているインフラを介しては、手続の確実性及び迅速性が損なわれること、並びに、通信状況を踏まえた当事者間の交渉の要素も大きい。ため、オンライン化は困難である。
90	警察の目的を達するため専用している有線電気通信設備の専用の取り消し等に係る国家公安委員会及び都道府県公安委員会の国に対する承認	警察用電話等の処理に関する法律	1	3	24	266	9	2		6	3	本手続は有線電気通信インフラに重大な障害が発生しているなど緊急時に行われることが想定されるが、この時、文書をオンライン提出した場合、不安定となっているインフラを介しては、手続の確実性及び迅速性が損なわれること、並びに、通信状況を踏まえた当事者間の交渉の要素も大きい。ため、オンライン化は困難である。
手続数合計			90									

注1. 法令種別欄には、1:法律、2:政令(勅令を含む)、3:府省令、4:告示 を記入。

注2. 手続類型欄には、1:不服申立て、2:準司法的手続、3:処分(申請に対する処分を除く)、4:行政指導、5:公示・閲覧・縦覧等、6:行政機関間の手続、7:その他 を記入。

注3. オンライン化できない理由欄には、1:申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2:申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合、3:その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)

4:オンライン化条件整備はするが平成15年度までに実施困難な場合 を記入。